

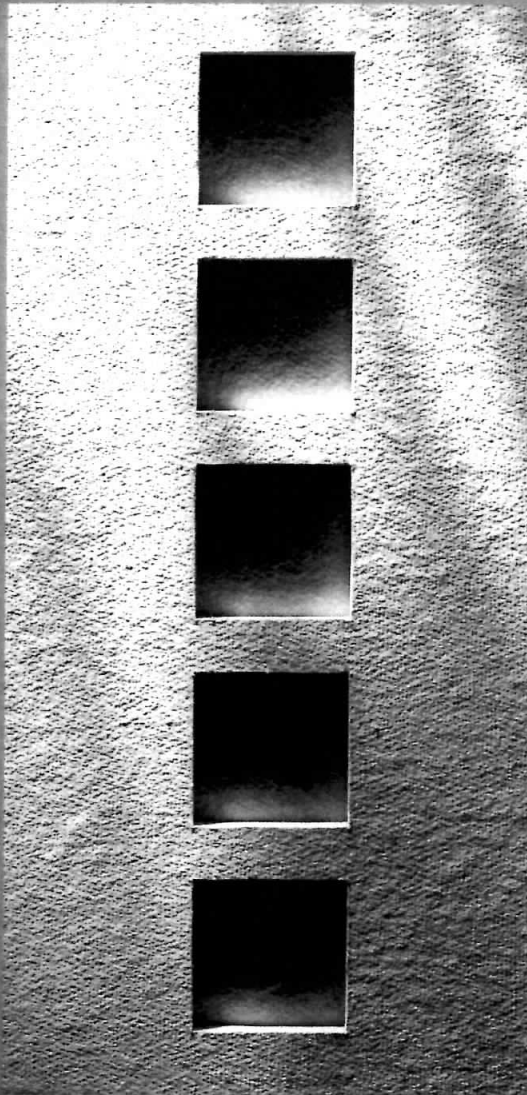
甲12

# 貧困研究

vol. 12

July 2014

貧困研究会 編集



## 特集1 ● 貧困政策を検証する

生活困窮者自立支援と子どもの貧困対策に焦点をあてて

生活保護改革と生活困窮者自立支援法創設◎布川日佐史

生活困窮者支援制度における「総合相談」の意義と展開

—地域における新しい「支え合い」の創造に向けて◎岩間伸之

子どもの貧困 — 奨学金問題の視点から◎大内裕和

大阪市立中央図書館



1023638750

## 特集2 ● 家族・私的扶養・社会保障

〈自活、家族扶養、社会的扶養〉をめぐる理解とその変遷——家族制度との関係で◎養翰明子  
扶養の権利義務の明確化と公的扶助制度との調整——ドイツ法の視点から◎冷水登紀代  
離別した父親の扶養義務の履行確保について——日本とアメリカの養育費政策◎下夷美幸  
生活保護における扶養調査の実際と課題◎田川英信

## 特別講演 ● 貧困研究——進歩・問題・政策◎デビッド・ピアシヨ

〔書評論文〕

阿部 彩香「子どもの貧困II——解決策を考える」◎大澤真平

〔投稿論文〕

京都市における緊急一時宿泊事業利用者の実態◎加美嘉史

〔投稿研究ノート〕

生活保護受給者が利用する法定外施設の課題——届出/無届を規定する要因◎後藤広史

国内貧困研究情報

貧困研究会第6回研究大会報告

◎村上英吾・松本一郎・後藤広史・山田壮志郎／齊藤雅茂・近藤克則・近藤尚己・尾島俊之・鈴木佳代・阿部 彩／佐藤順子

貧困に関する政策および運動情報◎山田壮志郎／五石敬路／小西祐馬／村上英吾／北川由紀彦

〔貧困研究〕編集委員会

布川日佐史(編集長)  
福原宏幸  
松本伊智朗  
湯澤直美  
村上英吾  
山田篤裕

明石書店

用となった。第一種奨学金について、教育職に就いた場合には返還が免除される制度は、1998年に廃止された。また2004年には日本育英会が廃止され、日本学生支援機構へと移行し、この時に大学での研究職に就いた場合には返還が免除される制度も廃止された。

ここでの第一の問題は、大学進学を目指す子どもにとって、奨学金が十分な役割を果たしていないということである。無利子奨学金の採用人数が少ないため、子どもの成績と親の年収が基準に達していても、無利子奨学金に採用されることは難しい。これでは意に反して有利子奨学金に申し込むことを強いられるか、家庭の経済状況が厳しければ、大学進学自体を諦めざるを得なくなるであろう。

第二の問題は、奨学金返還の困難である。第一種の無利子奨学金は、返還額が毎月1万5000円以内に収まるように設定されている。たとえば自宅から国立大学に通う大学生の場合、毎月4万5000円の貸与を受けられるが、これを大学卒業後に14年かけて毎月1万2857円を返還する。卒業後すぐに払い始めて、滞りなく払い続ければ、37歳で返還は終了する。

しかし、毎月1万5000円以内とはいっても、返還は容易ではない。正規雇用への就職ができたとしても、学生の時とは異なり、税や年金、社会保険料の支払いが必要となる。それらに加えて月1万円以上の奨学金返還を行うことは決して楽ではない。特に自分で部屋を借りて家賃や水道光熱費を支払うことになれば、その困難は明らかである。また大学を卒業しても非正規雇用労働者となる可能性も高い。その場合には返還が困難となることは明らかだろう。

さらに困難なのは、第二種奨学金を返還する場合である。例えば第二種の有利子奨学金を月に10万円借りた場合、貸与総額は480万円である。貸与利率を上限の3.0%で計算すると、返還総額は645万9510円になる。この場合、毎月10万円の返還額は2万6914円となり、返還年数は20年である。卒業後すぐに払い始めて、滞りなく払

い続ければ、43歳で返還は終了する。

この返還が困難であることは明らかだろう。非正規雇用労働者の多くは返還が不可能であろうし、正規雇用労働者でも自分で部屋を借りるなど住居費負担がある場合には、この返還は極めて困難であるに違いない。

また、奨学金返還が20年も続くことは、大学卒業後のライフコースに重大な影響をもたらすだろう。大学卒業後の20年というのは、結婚・出産・子育てなどのライフイベントと重なることが多いからである。多額の奨学金返還を抱えていることは、結婚後の生活に重大な負の影響を与えるであろうし、場合によっては結婚自体を困難にしかねない。

さらに、出産・子育てへの影響は甚大だろう。奨学金返還によって出産をあきらめれば少子化がより一層進むことになる。また奨学金返還によって、子育て費用を出すことが困難となれば、子どもが十分な教育を受けられなくなる危険性が高い。ここでは奨学金の返還が「子どもの貧困」と直結する。親の奨学金返還によって子どもの教育機会が奪われ、子どもが貧困に陥れば、それは奨学金返還が「貧困の再生産」をもたらすことを意味する。

奨学金の返還が滞れば、年利10%の延滞金が発生する<sup>1</sup>。延滞金発生後の返還では、お金はまず延滞金の支払いに充当され、次いで利息、そして最後に元本に充当される。そのため元本を減らすことが困難である。元本の10%以上のお金が出せなければ、半永久的に延滞金を支払い続けることになる。

日本学生支援機構の2010年度の利息収入は232億円、延滞金収入は37億円に達する。これらの金は経常収益に計上され、原資とは無関係のところに行く。この金の行き先は銀行と債権回収専門会社である。2010年度期末で民間銀行からの貸付残高は約1兆円で、年間の利払いは23億円となる。同年度の回収作業は、約5万5000件が日立キャピタル債権回収など二社に委託され、16億7000万円を回収していて、その

うち約1億400万円が手数料として支払われている。奨学金事業は、奨学事業ではなく金融事業となっている。また経済的に豊かでない家庭の出身者から利益を得ている点で、「貧困ビジネス」とも呼べるだろう。

## 2 上昇し続ける大学学費と経済的困難

奨学金問題が深刻化した背景には、大学学費の値上がりと経済的困難の深まりがある。1960年代まで大学学費、特に国立大学の学費は低く抑えられていた。

1969年入学者の場合、国立大学の入学料は4000円、授業料は年間1万2000円であった。

国立大学の安い授業料は、戦後の教育改革における「教育の機会均等」政策の結果であった。戦後の国立大学増加の抑制と私立大学の増加によって、高等教育システム全体のなかでの私立大学の比重が増加し、国立大学の授業料の安さは「特権」として捉えられるようになり、私立大学との「格差」を批判されることとなった。1970年代になると「国私格差」の是正という名目で、国立大学の授業料は上がり始めた。

1980年代に入ると、国私格差の是正よりも、高等教育における「受益者負担論」が優勢となった。国立大学の授業料は急激に上昇した。また1980年までは増加を続けた私立大学への政府助成も、それ以後は伸び悩み、その結果として私立大学の学費も上がっていくこととなった。

大学学費の値上げをもたらしたもう一つの原因は、学生による自治会活動の衰退であった。1950年代から70年代にかけて、学生自治会による学費値上げ反対運動は盛んであり、学費を引き上げることは容易ではなかった。しかし、1970年代における学生運動の過激化、70年代後半以降における消費社会の進展と大学のレジャーランド化が進むなかで、自治会活動は衰退し、学費値上げに反対する動きが弱まった。その結果、学費値上げにブレーキがかからなく

なったのである。

学費値上げが続けられたにもかかわらず、それは社会問題化されなかった。1973年の石油ショック後、減量経営と輸出の増加などによって日本経済は早期に回復し、1975年から1990年頃まで中成長を継続した。日本型経営が維持されたことによって、家計の主たる担い手である男性正規雇用労働者の年功序列型賃金体系は維持された。子どもが大学に進学する頃には父親の賃金が増えたため、高い学費を負担することが、多くの家庭において可能な状況が続いたのである。

しかし、1991年のバブル経済崩壊以後に状況は一変した。学卒就職は非常に困難となり、若年層の失業や非正規雇用が増加した。1990年代半ばを過ぎると、中高年の正規雇用労働者に対しても、人件費のカットが行われるようになった。

1997年～98年頃をピークに、世帯年収は減少していった。世帯年収の中央値は1998年の544万円から2009年には438万円まで低下した。

これだけ世帯年収が低下すれば、子どもの大学の学費を支払うことは容易ではない。そこで奨学金の受給者が急増することになった。大学生のなかの奨学金受給者（学部昼間部）の割合は1998年の23.9%から2010年には50.7%まで上昇した。世帯年収の低下と奨学金受給者の増加の時期が、ぴったりと重なっていることがわかる。

## 3 高卒就職の困難

大学における奨学金問題が深刻に受け止められなかった理由の一つに、高校卒業以上のより良い進路選択を求めての大学進学という位置づけがあった。ほぼ普遍化した高校進学が、誰にでも確保されなければならない「権利」として認識されやすいのに対して、大学進学はより良い進路を求めての個人の「選択」と捉えられることが多い。